

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

一般債振替制度において、各社債の金額の通貨が円以外である場合の手数料算出に係る円換算の取扱いの明確化を図るため、別紙のとおり社債等振替制度に係る手数料に関する規則（以下「規則」という。）の一部を改正する。

2 改正の概要

各社債の金額の通貨が円以外である場合の手数料算出において、手数料項目ごとに定めた日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値を用いることが適当でないと機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場を用いて手数料を算出することとし、所要の改正を行う。（規則別表Ⅱ（注）3、（注）8）

3 施行日

平成 24 年 7 月 13 日から施行する。

以 上